令和８年（フ）第４２４号
埼玉県所沢市大字北秋津448番地の５　グランフォルム武蔵野２―202
破産者　松江　京子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４３７号
埼玉県所沢市北有楽町２番14―505号　ラ・アトレ所沢航空公園
破産者　望月　邦晃
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１３０８号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７―20―７　山口方、住民票上の住所神奈川県藤沢市石川2761番地の７
破産者　武藤　秀人
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２０号
横浜市南区中里１丁目15番23―503号
破産者　川村　富康
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７２号
川崎市宮前区馬絹１丁目21番17号　パストラルハイツ宮前平　102
破産者　瀧瀬　未来（旧姓大野）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５１８号
川崎市幸区戸手３丁目５番10号　ＲＩＡＤ　ＲＩＳＡ　101
破産者　アハメド　フォヤジ（ＡＨＭＥＤ　ＦＯＹＡＪ）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５２２号
川崎市宮前区土橋１丁目10番地26　宮前平パーク・ホームズ　ヒルテラス　306
破産者　宇都宮圭祐
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３１４号
神奈川県厚木市酒井2171番地１　ヴィラハイツＴ・Ｉ　Ｉ―101
破産者　渡邉　瓔子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第６８４号
神奈川県平塚市長持474番地の１　コーポキャッスル104号
破産者　外立　瑞稀（旧姓前場）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１８号
神奈川県厚木市戸田2317番地３　シャン・モルティ204
破産者　児玉　清則
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２１７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1487番地　コーポ紺屋２―107
破産者　野崎智恵美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５０号
神奈川県厚木市戸室１丁目28番12―206号
破産者　柾木千恵子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２７３号
神奈川県横浜市港南区港南台５丁目１番３―502号
破産者　佐藤眞知子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２８号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目12番31号　フルハウス　105号
破産者　原田　進吾
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１０８号
新潟市東区上木戸３丁目16番34号　コーポくしま103号
破産者　清水　未希
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６８号
新潟市中央区南笹口２丁目５番20―206号
破産者　髙井真千子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４３号
新潟県五泉市村松学校町５番８号
破産者　長澤　正一
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３７号
長野県安曇野市明科中川手1607番地　パルコオオタＢ102
破産者　服部　俊幸
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１１６号
静岡県富士市大淵3218番地の４、前住所千葉県君津市中野５丁目14番20号　103
破産者　石川　浩夢
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部